

令和6年 第6回 津久見市農業委員会定例会議事録

1. 開催期日 令和6年6月3日(月)
2. 開催場所 津久見市役所 大会議室
3. 開催時間 10時00分～10時49分
4. 出席委員

	出席委員			欠席委員			事務局		
1 番	瀬戸口	弥栄子	君	第1地区	上野	博明	君	主幹	中野利枝
2 番	石井	嘉一郎	君					アドバイザー	浅田誠治
3 番	五十川	正文	君						
4 番	上杉	益美	君						
5 番	樋口	寛司	君						
6 番	松尾	長生	君						
7 番	渡邊	秀寿	君						
8 番	岩崎	達也	君						
第2地区	大杉	栄一	君						
第3地区	前野	茂樹	君						
第4地区	加藤	尚喜	君						
第5地区	祖田	宗重	君						
第5地区	仲尾	次生	君						
第6地区	川野	喜一	君						
第7地区	佐藤	梅太郎	君						

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
- 第2 会議書記の指名について
- 第3 議案審議
議案第15号 農地利用集積計画について
議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について(所有権移転)

会議開会時間 10時00分

事務局 ただ今から令和6年第6回定例会を開催いたします。
本日は、上野委員が欠席、野々下局長も議会出席のため欠席となっております。
それでは、会長、挨拶をお願いします

会 長 皆さん、おはようございます。
予防の時期ですが、お忙しい中、大変お疲れ様でございます。
先日、県の職員と話す機会がありまして、その際に業務記録ですかね、今までは最低7日分は出してほしいと言っておりましたが、今度から8日以上になりました。どうしてそうなったのかというと、7日分まで書いた人と、8日以上書いた人の差が、かなりあるということです。制度の関係だと思いますが、8日以上書いたら交付金が更に増える可能性があるということです。
皆さん、色々と大変でしょうが、是非とも8日以上で提出をお願いします。

事務局 皆さん、よろしくお願いします。
本日、委員8名中、出席者8名で定例会は成立しています。
それでは、津久見市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は渡邊会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の指名を行います。津久見市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議はありませんか。

【「異議なし」との声あり】

それでは（1番）瀬戸口 弥栄子委員、（3番）五十川 正文委員、よろしくお願いします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員を指名します。

議事日程第3の議案審議に入ります。

事務局 議案第15号の議案書をご覧ください。農地利用集積計画は4件です。議案書をもとに説明します。まず、1件目です。

【議案第15号1件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

・土地の所在地	津久見市大字津久見字原向1695番1ほか2筆
・設定面積	1,753.00㎡
・新規・更新の別	新規
・借り手	●●●●● 津久見市大字堅浦●●●番地の●
・貸し手	●●●●● 津久見市大字津久見●●●●●番地
・契約期間	10年間（R6.6.1～R16.5.31）
・支払い方法	年 みかん10kg
・権利の種類	賃借権

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

4 番 こちらは豊南電工さんの事務所近くの農道、通称「下道畑」といいますが、そこを150mぐらい上がった場所になります。ここは以前、段々畑の形が良くなくて当時の耕作者が重機を入れて綺麗に造成して「はるみ」を植えていました。5～6年作ったと思います。その後、その耕作者の体調が悪くなり、耕作を断念し現在のような荒れた農地となっています。土地所有者が次の耕作者を探していたところ、今回の借り手が見つかったということです。もともと綺麗に造成している農地なので、草刈り等、手を加えれば立派な畑になると思います。以上です。

議 長 この場所は、5年くらい前に農業委員会で見に行きまして、誰か作る人がいないか？と話をしていた場所でもあります。その時に直ぐ手を打ってれば、こんなに荒地にはならなかったと思うのですが。作る方も大変だと思いますが、頑張っていたきたいと思います。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

第2地区 1年前に借り手の方が現地を見に来て検討した案件で、今回やる気を出してくれたのが大変嬉しく思っておりますので、是非よろしく願います。

8 番 元の状態が綺麗なので、借り手が頑張ればすぐに元に戻ると思う。

議 長 その他、ご意見等ございますか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第15号の1件目について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第15号の1件目は原案のとおり決定しましたので、証明書を発行することといたします。

事務局 議案第15号、農地利用集積計画の2件目です。

【議案第15号2件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・土地の所在地 津久見市大字津久見字下道畑1692番1
- ・設定面積 1,127.00㎡
- ・新規・更新の別 新規
- ・借り手 ●●●●● 津久見市大字堅浦●●●●番地の●
- ・貸し手 ●●●●● 津久見市大字津久見●●●●●番地
- ・契約期間 10年間（R6.6.1～R16.5.31）
- ・支払い方法 年 みかん10kg
- ・権利の種類 賃借権

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

4 番 こちらの場所は、1件目の案件の道を挟んだ横になります。当時の所有者が造成して、あの辺はハウスもブームだったのもあり、ハウスを建てて耕作していました。その後、所有者が体調を崩して、親族が引き継いで耕作していましたが、その方も体調を悪くされて、その後災害もあってそのままになっているところを、今回、借り手の方が耕作をされるということです。借り手の方にハウスはどうするのか、と確認したところ、責任を持って管理するとのことで、貸し手の方にも伝えているということなので、問題はないと思います。

議 長 ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。

（質問、意見なし）

議 長 その他、ご意見等ございますか。

（質問、意見なし）

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第15号の2件目について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第15号の2件目は原案のとおり決定しましたので、証明書を発行することといたします。

事務局 議案第15号、農地利用集積計画の3件目です。

【議案第15号3件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・土地の所在地 津久見市大字千怒字平原1795番1
- ・設定面積 636.00㎡
- ・新規・更新の別 新規
- ・借り手 ●●●● 津久見市大字千怒●●●●番地
- ・貸し手 ●●●●● 津久見市大字千怒●●●●番地の●
- ・契約期間 10年間（R6.5.1～R16.4.30）
- ・支払い方法 無償
- ・権利の種類 使用貸借権

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

議長 地区担当の上野委員が欠席しておりますので、私が説明いたします。
前の借り手の方との契約が切れまして今回新たな契約をするということで、新たな借り手の方は私も良く知っています。朝早くから夜は見えなくなるまで、畑にいる方で、本当に熱心な人です。私からは、あまり畑の筆数を増やさず、なるべく隣接している農地を探す方が良いとアドバイスもしています。繰り返しになりますが、本当に熱心な方なので、特に問題はないと思います。
この件について、何かご意見がございましたらお願いします。

（質問、意見なし）

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第15号の3件目について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第15号の3件目は原案のとおり決定しましたので、証明書を発行することといたします。

事務局 議案第15号、農地利用集積計画の4件目です。

【議案第15号4件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・土地の所在地 津久見市大字千怒字田ノ下1965番
- ・設定面積 587.00㎡
- ・新規・更新の別 新規
- ・借り手 ●●●● 津久見市大字千怒●●●●番地
- ・貸し手 ●●●●● 津久見市大字千怒●●●●番地の●

- ・ 契約期間 3年間（R6. 4. 1～R9. 4. 1）
- ・ 支払い方法 無償
- ・ 権利の種類 使用貸借権

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

議 長 この件も地区担当の上野委員が欠席しておりますので、私が説明いたします。
借り手の方は、私よりも4歳くらい年上で、ここの畑を返そうと言っていたのですが、まあ、そんなに急がないように伝えて、もう1年でも2年でも作って、もし返すのであれば、隣接している畑の所有者にも話をして引き続き農地として利用できるようにしてくださいとお願いしております。そういう状況です。
この件について、何かご意見がございましたらお願いします。

1 番 それで契約期間が短いんですね。

議 長 はい。畑を返すと言っていたのですが、短い期間でもいいから作ってほしいと
お願いはしたところです。
その他、ご意見等ございますか。

（質問、意見なし）

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第15号の4件目について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第15号の4件目は原案のとおり決定しましたので、
証明書を発行することといたします。

事務局 議案第16号の議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請
（所有権移転）は1件です。議案書をもとに説明します。

【議案第16号について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・ 土地の所在地 津久見市大字四浦字小河原2208番1
- ・ 登記地目 畑
- ・ 現況地目 畑
- ・ 転用面積 23.00㎡
- ・ 譲受人 ●●●●● 大分市大字荏隈●●●番地の●
- ・ 譲渡人 ●●●●● 千葉市花見川区朝日ヶ丘●丁目●番●号

- ・理由 (譲受理由) 農地拡張
(譲渡理由) 耕作困難
譲り受渡し理由は、畑として維持管理し耕作するため。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

6 番 5月21日に事務局と現地に行きました。申請地の横に、鉄筋2階建ての立派な建物がありますが、所有者であった譲渡人の両親が商売をしていました。その両親も亡くなって、管理も大変なことから空き家バンクに登録したようです。また、現地の写真にありますように、所有者が色々と集めて簡単な小屋を作っています。横の道路から段差もあって、土地も狭いので駐車スペースにするにも厳しいと思います。

議 長 ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。

第2地区 現地の写真を見る限りでは宅地の一部のような感じですが、畑として耕作するんですか。

議 長 私の推測ですが、この横に家があって、鉄筋で立派な建物なので住むのであれば自家用野菜を作る事も考えているのかなと。

事務局 はい。野菜などを栽培すると聞いております。

議 長 今後、駐車場として使用する場合は申請を出してもらわないといけないですね。その他、ご意見等ございますか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第16号は原案のとおり決定しましたので、証明書を発行することといたします。

事務局 議案第17号の議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請(所有権移転)は2件です。
まず1件目です。追認です。議案書をもとに説明します。

【議案第 17 号（所有権移転） 1 件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・土地の所在地 津久見市大字上青江字鍛冶屋敷6940番2
- ・登記地目 田
- ・現況地目 雑種地
- ・転用面積 23.00㎡
- ・譲受人 ●●●● ●●●●● 代表取締役社長 ●●●●
津久見市合ノ元町●番●●
- ・譲渡人 ●●●● 津久見市大字上青江●●●●●番地
- ・転用目的 道路用地
- ・農地区分等 第3種農地 用途地域無指定地域
転用目的は、離合用の道路用地を確保するため。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

2 番 現地は青江ダムに行く途中の、譲受人の会社敷地内で守衛から100mくらい離れた道路横の土地となります。この土地は平成2年に譲受人が購入していて、道路の離合場所として使われていますので、許可は適正であると思われます。

議 長 続きまして当番調査員の報告をお願いします。

【当番委員より、現地調査の結果を報告】

第3地区 私も現地を確認しました。今説明があったように特に問題はないと思います。

議 長 ただいまの事務局説明、地区担当委員及び現地調査員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

第5地区 立会当日は体調不良で地元委員として出席できず申し訳ありません。
一応、私が務めていた会社なので、その土地は良く知っています。すでに道路として長い間使われていますので、特に問題はないと思います。

議 長 その他、ご意見等ございますか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第17号の1件目について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成ですので、議案第 17 号の 1 件目は原案のとおり決定しましたので、許可書を発行することといたします。

事務局 それでは 2 件目です。こちらも追認です。議案書をもとに説明します。

【議案第 17 号（所有権移転） 2 件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・土地の所在地 津久見市大字上青江字下手6511番
- ・登記地目 田
- ・現況地目 雑種地
- ・転用面積 191.00㎡
- ・譲受人 ●●●● ●●●●● 代表取締役社長 ●●●●●
津久見市合ノ元町●番●●
- ・譲渡人 ●●●● 津久見市大字上青江●●●●●番地
- ・転用目的 製品貯鋳場
- ・農地区分等 第3種農地 用途地域無指定地域
転用目的は、製品の貯鋳場として使用するため。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

2 番 この案件も譲受人の会社敷地内で、同じく平成 2 年に購入されていて製品の貯鋳場として使用されています。周囲に畑はなく会社の用地として使用されていることから許可は適正であると思われます。

議 長 続きまして当番調査員の報告をお願いします。

【当番委員より、現地調査の結果を報告】

第 3 地区 今説明があったとおりです。申請どおり許可できると思われます。

議 長 ただいまの事務局説明、地区担当委員及び現地調査員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

第 5 地区 この件も先ほどの案件と同様に、長い間、会社の用地として使用されているので、特に問題はないと思います。

議 長 その他、ご意見等ございますか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第17号の2件目について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成ですので、議案第17号の2件目は原案のとおり決定しましたので、
許可書を発行することといたします。

以上をもちまして、津久見市農業委員会第6回定例会を閉会いたします。

会議閉会時間 10時49分

津久見市農業委員会会議規則第13条の規定により会議録を作成し、署名する。

令和6年6月3日

津久見市農業委員会会長 渡 邊 秀 寿

議事録署名委員 瀬戸口 弥栄子

議事録署名委員 五十川 正文